

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証（被保険者証）の一斉更新について

保険証が新しく、水色に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい水色の保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

●新しい保険証の有効期限

平成29年7月31日まで

●保険証を紛失したときや汚れたとき

再交付しますので、町民課町民生活グループまでお申し出ください。

減額認定証が新しく、黄緑色に変わります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引きつづき交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。（有効期間は保険証と同じく1年間です。）

新たに必要となる方は、交付対象に該当することをご確認のうえ、町民課町民生活グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方が対象です。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方

医療費通知を全受診者に送ります

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場町民課町民生活グループ ☎25-2157